



市役所東館の「地域住民が集う賑わいの場」 プラザきくる多目的エリアを利用ください

問い合わせ 地域支援課市民協働係(プラザきくる内☎35-0925)

■多目的エリアでできること

ワークショップ

エリア内で好きなレイアウトに変更することができます。またミニキッチンも使用でき、飲食や調理も可能です。



セミナー・教室

プロジェクターやスクリーンなどの機材を用意しています。定期的に行われる講座でも利用できます。



勉強・仕事・居場所

予約がない時間はフリースペースとなっています。一部コンセントが使えるので、パソコンを使った作業も可能です。



マルシェ

市内の団体は、市の魅力創出や地域活性化の推進を図るものであれば販売活動ができます。
※販売物には一部条件があります。



■予約スペースの利用について

対象 5人以上で組織された団体

広さ目安 収容人数36人程度(面積54㎡)

開館時間 午前9時～午後9時
※休館日:年末年始12月29日～1月3日

利用料金 2時間360円(市内)、1,080円(市外)

利用区分 1日6コマ・各2時間

- ①午前9時～11時 ②午前11時～午後1時
③午後1時～3時 ④午後3時～5時
⑤午後5時～7時 ⑥午後7時～9時

予約方法

- ①施設予約システム(上記ホームページ内)、または地域支援課に電話をして空き状況を確認する
②地域支援課窓口で申請書を記入し、提出する
※提出期限は、利用希望日の3日前
③指定金融機関で利用料金を支払う



利用の相談は、
お気軽にプラザきくる
地域支援課窓口まで



あなたの優しさが支えになります 11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

問い合わせ 地域支援課自治振興係(プラザきくる内☎35-0925)

犯罪被害者週間とは

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉、または生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

令和6年度犯罪被害者等支援に関する標語 「寄り添って 周囲でつむぐ 理解の輪」

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)が「犯罪被害者週間」と定められました。



あなたの周りに困っている人はいませんか？

犯罪の被害者本人、その家族や遺族には、心身による直接的な被害だけでなく、精神的、経済的な被害が生じることが多く、周囲の支えが大きな力になります。

私たちが犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、気持ちに寄り添うことで、誰もが犯罪被害者等の支えになることができます。



▲犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

犯罪被害者等総合支援窓口

窓口の詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



- ・地域支援課 自治振興係
☎35-0925 (平日 午前8時15分～午後5時)
- ・県くらし交通安全課
犯罪被害者等支援総合調整窓口
☎054-221-3220 (平日 午前9時～午後5時)
- ・静岡犯罪被害者支援センター
☎054-651-1011 (平日 午前10時～午後4時)